

令和元年6月定例会
文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年 6月10日 (月)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年 6月10日 (月) 午前 9時02分
閉 会 日 時	令和元年 6月10日 (月) 午後 1時14分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	な し
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	2 人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 4 号	鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 5 号	鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 6 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 9 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）第 1 条歳入歳出予算の補正のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 5 0 号	令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	永野 和美	教育部長	佐藤 康夫
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども応援課長	鳥沢 保行	教育部副部長	
こども応援課副参事	久保田明子	兼教育総務課長	岡田 和弘
子育て支援課長	伊藤 正一	中学校給食センター所長	谷 広明
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	伊藤 和代
		教育部副部長	
		兼学務課長	大島 進
(健康福祉部)		学務課副参事	棚澤 大輔
健康福祉部長	田口千恵子	学校支援課長	上岡 勝
健康づくり部副部長	細野 兼弘	学校支援課副参事	池田 耕司
福祉課長	川畷 利徳	スポーツ課長	竹井 豊
障がい福祉課長	新井 隆司		
障がい福祉課副参事	新島 政博		
健康福祉部参事			
兼健康づくり課長	清水 恵子	吹上支所副支所長	大澤 昌弘
介護保険課長	福島 光一	川里支所副支所長	神田 英昭

書 記

森田 慎三
松岡 佐織

(開会 午前9時02分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします
委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と織田京子委員
にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。
本委員会に付託されました案件は、議案第44号 鴻巣市立放課後児童ク
ラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例、議案第45号 鴻巣市放課
後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例、
議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第2号)のうち本委
員会に付託された部分、議案第50号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会
計補正予算(第1号)の議案5件でございます。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案につい
て議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進め
たいと思います。この方法で異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第44号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一
部を改正する条例について、執行部の説明をお願いいたします。

(こども応援課長) それでは、ご説明をさせていただきます。こちらの
議案につきましては、鴻巣南小学校区域内に民間の放課後児童クラブが
新たに設置されましたことから、現在の南放課後児童クラブを廃止する
とともに、現在南第2放課後児童クラブの名称を南放課後児童クラブに
変更するものでございます。

以上でございます。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(織田) 民間委託になるようなのですけれども、この民間委託する団体

の名称、それから職員の数、あと会社の設置場所と、それから財産ですか、それがわかれば教えていただきたいのですが。

(こども応援課長) それでは、お答えをさせていただきます。

まず、委託をする法人なのですが、特別非営利活動法人グリーンパパプロジェクトというところに委託をしております。南よつばの願い学童の中には支援員が8人おまして、そのうち5人がその前ありました南放課後児童クラブの支援員をやっていた方が引き続き務めている状況でございます。

資産の状況につきましては、土地のほうと、あと建物のほうは借り上げて、放課後児童クラブのほうを運営するという形になっております。

以上でございます。

(織田) N P O のグリーンパパプロジェクトの代表の方の名前って教えていただけますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前9時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 代表の方のお名前ですが、吉田大樹さんという方でございます。

(織田) 8名の支援員さんがいる中で、5名が引き続き前の方をお願いしているということなのですが、あとの3名の方は新規に雇われた方なのでしょうか、それともこのN P O の職員さんなのでしょうか。

(こども応援課長) N P O の職員の方となっております。

(加藤) 何点か質問させていただきます。今職員さんが8人が5人、そのほか3名が今N P O の方というふうなことですけれども、それに対しまして定員が62名とかいうとき、本会議の中にそんな答弁があったかと思うのですが、今南小学校の児童数が422人いらっしゃる中で62名、これ2つやっていたところが1カ所、全てこの民間でやる、民設民営でやるというふうになるのではなくて、この上の放課後児童クラブと

南第2放課後児童クラブ、これをこの下の放課後児童クラブにするというふうな、この表で見るとそういうふうに理解するのですが、以前に第2のほうですか、そこはそのまま何かというふうにも聞いたことがあるのですけれども、この表を見るとそのように受けとめられるのかなというふうな気もするのですけれども、その確認というか、それがどういうふうに、今までのところをどのようにというふうに、この表のとおりなのか、内容を詳しくお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、422人中の、今度民設民営が62人定員で始まるというふうなことですよね。実際今本当に児童数は少なくていながら、放課後児童クラブに預ける保護者が多いというふうなことで、今定員に満ちるようなことが今既に起きるのかどうか。と申しますのは、吹上放課後児童クラブも最初新しいのをつくってはいいただいたものの、かなり児童数も多くて大変な思いをされているというふうな話も聞いていますので、せっかくやっていたただける中でそのような状況がどうなのかということ。

それともう一つ、ほかにこのNPOの南よつばの願い学童ということでここ始めるみたいですがけれども、ほかにもどこかやっているところがあるのかお聞かせください。

(こども応援課長) それでは、お答えをさせていただきます。

まず、鴻巣南小学校の児童の状況でございますけれども、平成31年度が全校児童422名というような状況となっております。このうち4月1日現在で南の放課後児童クラブには61名の児童がおりました。南第2放課後児童クラブのほうは39名の児童がおりました。そして、アンケート調査を行いまして、そのうち61名のうち、5月1日現在になるのですけれども、南よつばの願い学童、新しくできた民設民営の学童なのですけれども、こちらに59人が入られるということでございます。それと、南第2放課後児童クラブのほうからは3人ほどこちらに入ると聞いております。

今後は、南放課後児童クラブのほうを廃止とさせていただきますして、第2のほうを南放課後児童クラブとなります。それと、南よつばの願い学

童のほうで南放課後児童クラブ、現在第2のほうなのですけれども、こちらが定員42名のところ、5月1日現在37名児童がいるという状況となっております。それと、南よつばの願い学童のほうで定員65名のところ、5月1日現在で入室が62名という形になっておりまして、定員合計のほうで107名になります。そのうち99人が放課後児童クラブに入っているという状況でございます。

それと、2つ目の今後の見通しでございますけれども、児童数は減少しているのですけれども、放課後児童クラブのほうに入りたいと、放課後児童クラブのほうに児童を預けたいという保護者のほうは年々増加している状況なのですけれども、今後児童数が減少することも見込まれますことから、放課後児童クラブのほうを希望される児童につきましては大体現状のまま推移していくのではないかな、もしくは若干ふえていくのではないのかなというふうに考えております。

最後に、NPO法人がほかにも児童クラブを運営しているかどうかということなのですが、鴻巣市内におきましてはこちらの1カ所だけという形になっております。

以上でございます。

(加藤) ここに表示されているその内容が、わかりました、わかりましたというのは、結局南放課後児童クラブと第2のクラブが公営の中では一つになるという、そういう理解でいいわけですよ。そのほかによつばの願い学童が民設民営でできるという、南小学校の放課後児童クラブが結果的には2つの運営になるわけです。民間と公営でというふうなことになるわけですよ。これから児童数も減っていくということで、今現在は十分満ち足りているというふうな話ではないかと思うのですが、本当に児童数が減っていくのは、今少子化の中で見えているかと思うのですが、でも大体1年生に入学してくる子どもたちの3分の2ぐらいが放課後児童クラブに預けるという実態が、どこの学校見てもそうかと思うのです。また、足りなくなったらすぐにそんな簡単にできるものではないので、その辺いろいろ計算した上での62名の定員でということ、民設民営でというふうなことでやっていただけないかというふうなこと

になっているかと思うのですけれども、その辺の心配というふうなことは考えてはいらっしゃらないのですか。

（こども応援課長） それでは、お答えをさせていただきます。

現在の放課後児童クラブ、民設民営と公営のものがございますけれども、もしこちらの定員がいっぱいになってしまった場合で、さらに児童の対応をする必要があるという場合には、南小学校の余裕教室のほうを改修したものがございまして、そちらのほうも利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（加藤） それから、ほかにどこかやっているところは鴻巣市内ではないということは私自身もそれはわかっていますけれども、鴻巣市以外でどこかやっている、全く児童クラブを始める、今までいた方が5人残ってやってくださるということなので、内容的にそんな心配することはないのかなとも思うのですが、やはり初めてのこういう児童クラブを運営するというふうなことなのか、ほかのところでもやっているのかをちょっと確認したいと思います。

（こども応援課長） 私が把握している限りでは、ほかのところではやっていない状況でございます。

（諏訪） では、議案第44号で何点か質問させていただきます。ただいま利用される方の人数などはほかの委員が質問されて答えられていますので、ここは省きます。

まず最初に、鴻巣市立南児童クラブが民間でお願いをするようになった経緯をまず1点目。そして、それに付随するものとして、名称が変更になるわけですね。今まで南児童クラブだったものが、もともとある第2クラブというところに変更になるということと、新たによつばの願いという、名称が変更になる。この名称が変更になる理由を伺いたいと思います。

それともう一点が、職員の体制なのですけれども、もともと南児童クラブの職員さん、いわゆる鴻巣市立で公設で行っていた直接雇いの職員さんが新たに民設の職員になるということでの、いわゆる退職をしてそこ

に移籍をするということだと思っておりますけれども、その職員の処遇がどのように変化するかということと、それからグリーンパプロジェクトさんが今後運営をしていくということなのではございますけれども、鴻巣市内では学童は初めてということなのですが、ほかに活動の内容を教えてくださいたいと思います。

以上です。

(こども応援課長) それでは、お答えをさせていただきます。

南よつばの願い学童がなぜ開設されたかということなのではございますけれども、こちらは先ほどご説明いたしましたグリーンパプロジェクトのほうから、市内でこちらのほうに学童保育を開設したいというような申し入れがございましたことから、本市に対しましてこども応援課のほうで、当時は保育課になるかと思うのですが、対応したということがございます。

それと、名称を変更する理由なのではございますけれども、もともとこちらには南放課後児童クラブがございまして、その後南第2放課後児童クラブのほうを増設したということがございます。今回南放課後児童クラブのほうを廃止するということになりますと、南第2放課後児童クラブだけが残ってしまうのですが、第2という名称が残ってしまうと誤解を招くという点もございまして、南放課後児童クラブに名称の方を変更させていただくという次第でございます。

それと、職員の処遇についてなのではございますけれども、こちら開設に向けましたNPO法人との協議の中で、市の放課後児童支援員の賃金や処遇について伝えまして、処遇につきまして向上させていただくようお話ししました。確認したところ、賃金のほうは前年度より増額をされております。それと最後に、グリーンパプロジェクトはどんなことをしているかということなのではございますけれども、こちらの法人は2016年に法人は設立されているのですが、子育て支援にかかわりを持って12年ほど経過している団体ということがございます。代表のほうは内閣府の子ども・子育て会議委員として子ども・子育て新制度の制度設計にもかかわった経験をお持ちでございまして、子どもを中心に保護者の方々と日常的な接点

ができる場を設けることで、子ども・子育て支援を実践していきたいという思いから放課後児童クラブを立ち上げたということでございます。どういった事業をしていたかと申しますと、講演会ですとか、イベントとか開催したりとか、あと周知啓発事業とかを行っていたというふうに聞いております。

以上でございます。

（諏訪）先ほど名称の変更のところでもちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんがけれども、もともとあるいわゆる南放課後児童クラブ、後からできた校内の第2放課後児童クラブ、これこのまま南放課後児童クラブを、今よつばさんになるということなのですが、それを引き継ぐというような協議にはならなかったということなのではないでしょうか。そこをちょっとまず最初に。

（こども応援課長）南放課後児童クラブ、現在の放課後児童クラブにつきましては、施設のほうが老朽化しておりまして、そういったことから今回廃止をさせていただくということでございます。

（諏訪）済みません、建物の廃止、要するにあと条例の中での廃止というのは問題ないのですが、その以前の問題として、名称を民設民営のところから引き継ぐことは想定はしなかったのかということなのですが、よつばさんになるということから。民設にする場合には、その民設の方のつけたい名前にするというのが協議の上でのことだったのか、そこを確認したいと思います。

（こども応援課長）お答えさせていただきます。

民設民営の児童クラブにつきましては、それぞれ申請された方がお名前をつけるという形となっておりまして、今回はこういった南よつばの願い学童という名前をつけたいと申し出がありましたことから、そちらのほうになってございます。

以上でございます。

（諏訪）では、職員の処遇のところなのですが、市で直接雇っていた支援員さんを一旦退職していただいて、その上で新たに民間のところに入られたということなのですが、処遇に関しては下回らない

ような協議が行われていたということなのですが、実際に今求人広告も、中央児童クラブでも求人広告を出されていますけれども、これを見る限り週5日以上ですと有資格で時給で1,110円、市のほうはそのようになっていますね。そして、週3日程度ですと時給が960円というふうになっておりますが、これらを下回らないということで契約をされたという確認はとれているのでしょうか。

（こども応援課長）担当のほうで確認させていただきましたところ、この金額を上回る金額で現在契約されているということでございます。以上でございます。

（諏訪）では、賃金では下回らないということなのですが、例えば市の直接雇いですと有休があったりするかと思うのですが、そういったところは解消されたのか、また新たな民間のほうで有休の処遇などはどのようにになっているのか確認させてください。あと、交通費の問題です。

（こども応援課長）有休の部分につきましては、労働基準法等で規定がございますので、それに沿った対応をしていただいているというふうを考えております。

（諏訪）有休の消化はできたのでしょうか。

（こども応援課長）まだ5月になって始まったばかりということでございまして、有休のほうがどうなっているかまでは私のほうでも確認していないのですけれども、いずれにいたしましても新しくできた民間の放課後児童クラブということですので、小まめに担当がそちらのほうに伺いまして、いろいろな聞き取り調査をさせていただこうとは考えております。

以上でございます。

（諏訪）先ほどグリーンパプロジェクトさんの活動内容ということでお答えいただきましたが、インターネット調べると、この団体がどういった活動をしているかもある程度はわかるのですけれども、先ほど内閣府でいろいろなことをやっていらっしゃるという事業者のようなのですけれども、今回鴻巣市で放課後児童クラブを運営するに当たってそこに専念ができるような状態なのかは確認はされていますでしょうか。

(こども応援課長) グリーンパパプロジェクトさんのほうが実際放課後児童クラブで自分たちの活動について宣伝しているかどうかはちょっと把握はしていませんのですけれども、もともとこちらの団体さんは何か家庭自然体験事業というのもされておりますことから、そういったことも案内はされているのかなと想像はいたします。

以上でございます。

(諏訪) 先ほど代表の方のいろいろな活動のこともお話しされていましたが、いろんなところで講演もされているようなのですけれども、研究もされているということで、今後鴻巣市として例えば保育の問題や何かでいろいろな協議をするとか、そういった予定はありますか。

(こども応援課長) 今のところそういったことで協議をすることは考えていないのですけれども、今後放課後児童クラブ運営していく上でいろいろなことがあったときには、月に1回代表者の会議というものを放課後児童クラブを運営している民間、それから公設、それから指定管理の皆様方と月に1回代表者の会議を行っておりますので、その中で必要があるときにはいろいろと情報交換をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

(諏訪) あと最後になりますが、土地と建物は借りて運営をするということなのですが、この家賃などはどういった補助金の対象として支出されるのかを確認します。

(こども応援課長) 放課後児童クラブの中でさまざまな国の補助金、県の補助金がございます、規定の中では賃貸料の補助といたしまして、上限なのですけれども、299万6,000円年間補助ができるという形となっております。

以上でございます。

(諏訪) 年間で299万円ですよろしいのですね。これは、実際に支払われる賃借契約でしょうか、持ち主とオーナーとの賃借関係の契約書などはごらんになられてこれで足りるということなのでしょうか、それともこれ以上お家賃がかかるのか、そこを確認したいと思います。

(こども応援課長) 手元に今資料がないので、実際幾らで契約しているかというのはお答えできないのですが、いずれにしても299万6,000円が上限という形になっておりますので、この範囲の中でご対応いただければというふうに考えております。

以上でございます。

(諏訪) そうしますと、上限が299万6,000円ということなのですが、契約書が今お手元にないということなのですが、実際にこれで過不足が出たときには市はどういった対応になりますか。

(こども応援課長) こちらのほうが上限ということですので、多い場合には実際の範囲までという形になろうかと思えます。それと、不足した場合にはこれが上限ですので、これ以上市のほうで何か負担するということは考えておりません。

以上でございます。

(諏訪) 上限ですから、それ以上であれば当然そこで終わりなのですが、例えばこれよりもっと低いお家賃のときには市はどういう対応になりますか。

(こども応援課長) 賃貸借のほうを確認しまして、これよりも金額が少ない場合にはその少ない金額までの補助という形となります。

以上でございます。

(橋本) それでは、何点か質問させていただきます。

まず、こども応援課というのはとてもすてきな名前かなと思いますので、ぜひ子どもを応援していただきたいと思うのですが、まず場所なので、本会議でも本町8-1-19ということで住所を見たら線路沿いになるのですが、それでよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) 場所につきましては、鴻巣公園の道を挟みまして線路側のほうに設置してございまして、線路沿いの建物という形となっております。

(橋本) 前ちょっと見たとき、建物をちょうど建てているときで、そこだなと思うのですが、あそこ一方通行ですよ。多分交通量はそんなに多くないと思うので、子どもたち行くのはいいと思うのですけ

れども、帰りは親が迎えに来るケースが多いと思うのですけれども、あそこはどうも私から見たとき駐車場とかそういうスペースが何かなかったのではないかなと思うのですけれども、それに関してはどう対応するのでしょうか。

(こども応援課長) 駐車場につきましては後から整備をしております、公園側のほうに、推測になってしまうのですけれども、3台ぐらいはとめられるかなというふうに考えております。

以上です。

(橋本) 公園側というと、公園に、かなり近い場所でしたっけ。

(こども応援課長) 敷地内ということでございます。

(橋本) それと、先ほど老朽化、多分昔の法務局の跡なので、私も一度視察をさせていただきまして、かなり古くてそろそろかなと思っていましたけれども、このタイミング、老朽化でやめようと思ったときに、吉田さんでしたか、このグリーンパパから申し出があったのか、それともこのよつばの願いさんでしたっけ、こちらが作りたいたから南第2放課後児童クラブをやめるようになった、どっちが先なのでしょう。

(こども応援課長) NPO法人から申し込みがありましたので、廃止をするという形で、申し込みがあって設置がされますので、廃止をするという形でございます。

(橋本) わかりました。それともう一つ、私が視察をしたときに、あそこの裏の公園を皆さん子どもたち使って、たくさん遊んでいました。今回新しいところになると、そういった公園で遊ぶということはかなり遠くなってしまって、できないのかなと思うのですけれども。鴻巣公園が近いのでしたっけ。では、今度は鴻巣公園のほうで遊ばせるということになりますか。

(こども応援課長) 道路を挟んですぐ前が鴻巣公園ということでございますので、子どもたちがそちらを利用して放課後を過ごすということはあるかと思えます。

以上でございます。

(橋本) それでは、ちょっと次、振り分けです。新しい学童と、今度南

放課後児童クラブなのでしたっけ、名前が。この定員が62と42名でしたっけ、これをどちらかに、本人がこちらに来たい、こちらに来たいというときの振り分けの調整というのはどういう形でやるのでしょうか。

(こども応援課長)保護者にアンケートの調査をさせていただきまして、新しくできた民設の放課後児童クラブに入りたい、もしくは南第2放課後児童クラブ、公設公営のほうに入りたいというような調査を行いました結果、希望どおりに今回それぞれ民設民営、それと南放課後第2児童クラブのほうに入所ができたという形でございます。以上です。

(橋本)特にそんな問題はないということで、あとは待遇面で先ほどから皆さんが質問されていましたが、旧の職員が6名のうち5名が移るということで聞いていましたけれども、あと残りの1名というのはどんな理由で移らなかったというのはわかっているのでしょうか。

(こども応援課長)市のほうの公設公営の放課後児童クラブのほうに残りたいと本人からご希望がありましたので、そういった対応をさせていただきました。以上でございます。

(橋本)あと、費用です。これ民設民営になって、今までと総合的に費用がふえたのか、また減ったのか、これだけ最後にお聞きしたいと思います。

(こども応援課長)県の補助金を利用しているということでございますけれども、そちらの補助の内容につきましては公の場合も民設民営の場合も県が3分の1、国が3分の1、市が3分の1負担となっておりますことから、相対的にふえてはいないというふうに考えております。以上でございます。

(金子)何点か質問いたします。
先ほどこのNPOのグリーンパプロジェクトにつきまして、2016年の設立ということでお聞きしましたけれども、規模とか、言ってみればこれ2016年というのと、つい最近ですよ。ということでございますけれども、言いたいことは、これから頑張って経営安定に乗せるために頑張る

と思うのですけれども、こういうところを経営上大丈夫かどうか。NPOですので、もし厳しくなった場合について、では最悪の場合ということを考えてしまうと、また市のほうではどういうふうな対応ということで、さらに先のことになりますけれども、お考えなのかお聞きします。

（こども応援課長）今後の対応等についての質問かと思うのですけれども、ただいまグリーンパプロジェクトさんのほうが今年度から初めて放課後児童クラブを運営するという形でございまして、その運営状況につきましても、小まめに経過を観察しながら、もしも議員さんがご指摘のような事態があった場合には、子どもたちに影響が出ないような対応がとれるように今後考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（金子）初めてのケースというか、これを注目するような経営体制ではないかと思われまますので、言ってみれば。

それと、今廃止、このNPOのほうから申し込みの希望があって、それで3年ぐらいたって、今回運営されると。それに伴って今の古いところが、法務局の跡ですか、についてが廃止されたということでございますけれども、ちょっと単純に考えると本町の今度新しくなりました鴻巣市立南放課後児童クラブ、これ古い建物ですよ、極端に言うと。今度新しい建物と。やっぱり比較対照ではないのですけれども、どちらかという新しいほうに行きたいとか、何かそういうふうな希望も結構多くなるのではないかなと、今後ですね。古い建物とかについても、今後ほかの小学校区内でもいろいろこういうのが今後出てくるかなと思うのですけれども、これについては市としてはどのような方向ということでお考えなのかお伺いします。

（こども応援課長）放課後児童クラブのほうに定員が足りないという状況になった場合には、まず第一には学校内に設置をしたいと。学校内の余裕教室を利用して設置をしたいということで対応してまいりたいというふうに考えております。それが無理な場合には、近隣の公共施設もしくはこういった南よつばの願い学童のような、民間の方が設置したいというような希望があった場合には、そちらのほうに対応していきたい

いというふうに考えております。

以上でございます。

(金子) 先ほどのお聞きした中で、他の方の質問の中で、補助金ということでは上限が約290万円ぐらい、300万円ぐらい出ると。これは年間、それとも設立のときに、例えば家賃として借りるときにとか、これは毎年毎年出るものなのか、それとも単年度でもう終わりということなのか。というのは、今言ったように公営のところと民間のところということで考えると、非常に民間のほうが新しくて、経営のほうもそれだけ補助が出れば、みんな民間に行ってしまうのではないかと。そのほうがサービスの的に考えるといいのかなというふうなちょっと印象があるのですけれども、そういう点ちょっと気になって…お伺いします。

(こども応援課長) 先ほどの賃貸借料の補助でございますけれども、こちらは毎年支出されるという形となっております。年間で299万6,000円が上限という形でございます。

以上です。

(金子) ただいまのお答えの中で、毎年ということ。それと、これは人数に応じてとか、それこそ規模とか、そういうものは比例するような感じなのでしょうか、お伺いします。

(こども応援課長) あくまでもこちらは上限ということでございまして、施設の規模が小さくなりますと、賃貸借料のほうも通常は減額されるのかなと考えております。ですので、こちらの金額が上限で、規模がこれより大きくてもこれ以上出ないと。小さい場合には賃貸借料が少なくなりますので、その金額が上限で補助するという形でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第44号 鴻巣市立放課後児童クラブ設置及び管理条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める(P.27「定める」に発言訂正)条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) それでは、ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、平成31年3月29日付で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が本年4月1日から施行されまして、放課後児童支援員の認定資格研修の実施につきまして、これまで都道府県知事が行うものだけだったのですけれども、指定都市の長もこれを実施することができることとされたことから、所要の改正を行うものでございます。

以上です。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(橋本) それでは、この支援員認定資格研修というのは、今まで県がやっていたということですが、これは毎年やっているもので、これは対象者とかどういったものをやるのか、ちょっとお伺いします。

(こども応援課長) こちらの研修につきましては、今まで県のほうで毎年実施をしてきたものでございまして、放課後児童クラブの中で放課後児童支援員の資格のない方を対象としております。

以上でございます。

(橋本) これどのような研修で、何日ぐらいで終わるものなのでしょうか。

(こども応援課長) 昨年状況なのですけれども、大体2日間ぐらいの内容となっております、全部で24時間研修を受けるという形でございます。

(橋本) 2日間で24時間だと、1日12時間という計算ですが。

(こども応援課長) 済みません、訂正させていただきます。申しわけございません。4日間でございます。

以上でございます。

(橋本) この研修、1度受けたら、例えば先生とか10年でもう一回やるということありますけれども、この研修は1度受けたらもうやらなくてよろしいのですか。

(こども応援課長) 基本的には1度受ければ放課後児童支援員の資格は取れるというものでございます。内容によりましてもう一度聞きたいというような希望があった場合には、もう一度受けることも可能となっております。

以上でございます。

(橋本) あと、これ今度は市長でもできるということですが、これからの予定として市単位でこの研修をやる予定があるのかどうか。

(こども応援課長) 政令指定都市の長ということになっておりまして、埼玉県内ではさいたま市さんだけとなっております。

以上でございます。

(諏訪) では、第45号でお聞きします。毎年県のほうで行っている資格が取れるための研修ということなのですが、鴻巣市においては、この研修、皆さん利用されて、今全ての方が資格を持っているのか、それとも今後この研修に該当する方々がどのぐらいいて、どんなスケジュールで行うのかを確認をしたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時45分)



(開議 午前9時46分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(こども応援課長) まず、現在の状況でございますけれども、公設公営の部分のみなのですけれども、全部で59人の支援員、支援補助員の方がいらっしゃるしまして、そのうち49人が有資格者という形になっております。残り10人が補助員ということで資格がないということなのですけれども、一応今年度行います県のほうの研修会に参加をしていただく予定となっておりますので、欠席がなければ今年度中に全員が資格を持てるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

(諏訪) 公設公営で59名で、10名の方が補助員だということですので、10名の方が今年度中にスケジュール的に要するに研修が受けられるのかどうかということと、公設公営ではなく、民設民営だとか公設民営での有資格者ではない方々の研修はどのように市として考えるのか伺います。

(こども応援課長) 公設民営の方、指定管理の方、民設民営の方も含めまして、全体で研修のほうの希望をとりまして、市のほうで割り振りをしたいというふうに考えております。ただ、まだ今年度の実際の研修の日程のほうは県から示されておられませんので、実際市としては参加させていただきたいというふうに考えているのですけれども、どうしても都合がつかない場合もあるのかなというふうには想定をしております。

以上でございます。

(諏訪) 今年度はまだ示されていないということであれなのですけれども、例年ですと大体何人ぐらいこの研修に参加ができているのか、資格が取れているのかということと、この研修に行く際は費用はどのように市は負担をしているのか確認させてください。

(こども応援課長) 研修の状況でございますけれども、平成27年度が23人受講してございまして、こちらが民設民営のクラブ、それと指定管理者を含んだ数字ということでございます。28年度が22人、29年度が全体で24

人、30年度が29人受講をさせていただきました。費用につきましてはテキスト代が必要になってしまうのですけれども、それぞれご負担をいただくという状況でございます。

以上でございます。

(諏訪) わかりました。テキスト代がどのぐらいなのかちょっとあれなのですけれども、例えばお仕事がオフのときに行かれるということになりますと、いわゆる実際に民間の会社だったりすると、勤務の中で研修が行われたりするのでございますけれども、要するにお休みのときにご自分の時間を使ってこの研修を受けるのか、そういったことも含めての費用を市はどのように持っているのかを確認をさせていただきます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時49分)



(開議 午前9時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 公設公営のクラブにつきましては、出張で勤務の中での研修を受けていただくという形をとっております。

以上です。

(諏訪) 今後さいたま市と県が行っていくということなのですが、鴻巣市の場合にはどちらにも参加ができるのでしょうか、そこをちょっと確認させていただきます。

(こども応援課長) お答えさせていただきます。

県のほうにつきましては、年間の中で鴻巣市の分ということで2回ほど例年割り当てが来ております。それと、政令指定都市の関係なのですけれども、さいたま市に確認しましたところ、今年度は研修会を実施する予定はないということでございます。今後研修会を開催するかどうか検討するというところで確認をいたしましたところでございます。

先ほどの発言で1点訂正をさせていただきたいのですけれども、テキスト代なのですが、公設公営の放課後児童クラブにつきましては資格認定講座のときのテキスト代は市のほうで支出をしております。こちらのほ

うを訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

以上です。

（織田）研修内容について、どのような研修が4日間、24時間行われるか、把握していらっしゃいますか。

（こども応援課長）内訳なのですけれども、放課後児童健全育成事業の理解ということで4.5時間ございます。それと、子どもを理解するための基礎知識で6時間、放課後児童クラブにおける子どもの育成支援で4.5時間、放課後児童クラブにおける保護者、学校、地域との連携協力で3時間、放課後児童クラブにおける安全安心への対応3時間、放課後児童支援員として求められる役割、機能、3時間というふうに確認しております。

以上でございます。

（織田）最近の学童保育の現状というか内容は、定期的には見学とかいらして把握していらっしゃいますか。

（こども応援課長）担当のほうで定期的に伺って把握をしているという状況でございます。

（織田）今それぞれ研修内容をお聞きしましたけれども、この中に児童心理関係の研修というのは入っているのでしょうか。児童心理学の。

（こども応援課長）2つ目にご説明いたしました子どもを理解するための基礎知識の中に児童心理学が入っているというふうに確認しております。

以上でございます。

（織田）実は学童保育の支援員さんの中に何人か知り合いがおりまして、最近とみにちょっと相談を受けることがあるのです。というのは、最近のお子さんが前のお子さんとは大分違ってきまして、支援員さんを先生ではなくておまえ呼ばわり、あと「おまえは給料幾らもらってやっているんだ」と、こういう発言がお子さんのほうから結構あるということなのです。何年か前には、支援員さんの通勤の車に石をぶつけて傷をつけて、それでその支援員さんがやめてしまったという事例もあるのです。子どもも変わっています。というのは、今親も変わっているのです。だ

から、本当は親をしっかり子育ての教育をしないと、子どもをは全くそのとおりの、多分家で、あの支援員さんは何やっているのかしらねとかというのを親子で話をする、一体お給料幾らぐらいもらってあんなことをやっているのかしらと親が言うと、子どもがそのまま学童に行って支援員さんにお話しするというような状況も出てくるわけです。その辺の、それでしっかり研修して、そういうこともあるだろうと児童心理学を学んで来ている支援員さんは大丈夫なのでしょうけれども、経験が浅くて、それを言われてしまってどきっとして悩んでしまう方もいらっしゃると思うのですが、その辺のフォローを市のほうではどのようにしていただいているか。支援員さんの精神的フォロー、それをお聞きしたいと思います。

（こども応援課長）公設公営の児童クラブにつきましては、それぞれ代表者の方がいらっしゃいまして、そちらの方がそれぞれ新しく入られた支援員さんの方たちを指導するという形でなっております。代表者の方たちにつきましては、月に1回代表者会議等ございますので、その中でいろいろそういった事例があれば、ご報告をいただくという形でございます。

それと、さらに個別に担当のほうにそういった相談もあろうかと思いますので、そういった相談があった場合には、こども応援課としてできるだけの対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（織田）恐らく全員ではなくて、それぞれの学童の中に何人かそういうお子さんがそれぞれいると思うのです。目に余るような態度があったときには、個別に指導とかということはなさらないのでしょうか。例えばその親御さんと相談するとか。それがとにかく周りのお子さんたちに悪い影響を与える。例えば本を読むのではなく、それを積み重ねてそこから飛びおりるとか、事例にしてはたくさんあるのですけれども、子どもも恐らく愛情不足だったり、あといろんな精神的なものをお子さん自身も抱えていると思うのです。ですから、一概にそのお子さんが悪いとか、そういうことは言えないと思うのです。ただ、それが周りのお子さんに

悪影響を与えたり、それから先ほどの建物の件も、恐らくお子さんたち建物が新しい、古いでは学童を選ばないと思うのです。要するに仲いいお友達がこっち行っているから、私も僕も行きたいという形で選ぶのだと思うのですけれども、そういう友達がいるから行きたいというお子さんもいるわけです。だけれども、そういうお子さんたちがそういうルールを守らないお子さんたちに対して、やっぱりだんだん行きたくなくなる。そうすると、お母さんも長く仕事ができなくなるという、何か悪連鎖を生みそうな気がするのです。なので、目に余るようなお子さんに対しては、保護者の方も含めて話し合いとかという場を今後持っていたらありがたいなと思うのですが、その点についてお考えお聞かせいただきたいのですが。

（こども応援課長）余りにも手にかかるということでございまして、現地の児童クラブのほうで対応できないということがありました場合には、市のほうとしましてもしっかりと対応をしたいというふうに考えてございます。もしくは、さまざまな相談機関がございまして、そういったところを紹介して、できるだけ対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

（金子）研修なのですけれども、こちらにつきまして支援者の認定資格研修、これ4日間ということ、24時間の講習ということでございまして、けれども、何らかの都合で、4日間ですから2日間で終わってしまったと、2日間で3日目、4日目ができなかつたと、今回今何かさいたま市のほうではことし考えていないということでありまして、例えば、では来年になってしましますと、2年間とかまたいでしましますよね。そういうのは、それが資格として保有して、延長というか、次回までできるのか、それともまた同じようにそのときになって4日間やらなくてはならないのかとか、特例措置みたいなものがあるのかないのか。

それと、認定資格ですけれども、年齢制限とか、あと性別、男性、女性関係ないと思うのですけれども、認定資格ということ、そういうふうな制限するような条項とかはあるのかないのか。

それともう一つ、認定資格を取られた方ということで、資格を取りましても何らかありまして、取り消しとか、そういうような罰則規定みたいな形の、何かそういうふうな条項とかあるのかないのか、そういう点をちょっとお聞きしたいと思います。

(こども応援課長) では、まず研修の関係なのですけれども、一応県のほうで、昨年状況ですけれども、11回に分かれまして、会場はそれぞれ文化会館とか使っているのですけれども、その中で研修という形でございまして、もし鴻巣市に割り当てられた日が参加できないということがあった場合には、県のほうとしましてほかの会場でもう一度受けられる場合にはそちらのほうに回していただくという形をお願いしてございます。

それと、放課後児童クラブの制限といいますか、男女ですとか年齢制限ですか、その辺については特に私のほうでは把握しておりませんので、ないかというふうに思います。それと、要件といたしまして、例えば高校卒業者の場合には2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であれば、こちらの研修の対象になるのですけれども、こちらが中卒の場合には、ちょっと条件のほうが変わってきてしまうかなというふうに考えております。

以上でございます。

済みません、もう一度。訂正なのですけれども、中卒の場合には5年以上放課後児童健全育成事業に従事すればこの資格認定講座の対象者となる形になります。訂正をさせていただきたいと思います。どうも済みません。

(もう一つ、資格の関係の取り消しとか、
そういうふうな罰則規定みたいな声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時00分)



(開議 午前10時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) ちょっとそちらにつきまして手元に資料がございませんで、差し支えなければお調べいたしまして後で回答という形でもよろしいでしょうか。申しわけございません。

(はい、結構です。お願いいたしますの声あり)

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

これをもちまして討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は挙手で行います。

議案第45号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を求める(P.27「定める」に発言訂正) 条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員でございます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)



(開議 午前10時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(介護保険課長) では、議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正

する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、本年10月1日に実施される消費税10%の変更に対応して、国が低所得者の介護保険料を軽減するための政令を公布したことに伴いまして、本市の介護保険条例を改正し、保険料段階が第1段階から第3段階の低所得者の方の介護保険料の軽減を行うものでございます。具体的な変更内容は、お配りしました介護保険料の表をごらんいただきたいのですが、保険料段階の第1段階から第3段階の被保険者の方について、国が示した基準額から軽減する保険料率を第1段階は0.45から0.375以内へ、第2段階は0.65から0.525以内へ、第3段階は0.75から0.725以内へ変更することにより、算定した介護保険料を年額として改正するとともに、平成32年度と表記されている年度を令和2年度に改正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（諏訪）それでは、ただいま資料をいただきましたけれども、このそれぞれの段階の人数をまず教えてください。

（介護保険課長）まだ本算定が行われていませんので、当初予算をつくったときの人数になるのですけれども、まず第1段階が4,499人、第2段階が1,820人、第3段階が1,949人で、合計8,268人でございます。参考に、65歳以上の被保険者の計画段階での数字が3万4,347人になります。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、それぞれの人数をただいま教えていただきましたけれども、この影響額は計算すればわかるのですけれども、それぞれ影響額をお願いいたします。

（介護保険課長）では、第1段階ですけれども、棒読みでさせていただきます。19,345,700円です。第2段階が、12,922,000円でございます。第3段階が2,308,600円でございます。合計で34,576,300円でございます。

以上です。

(諏訪) ただいま影響額をいただきました。この影響額に対する国からの補助といたしますか、国から出る金額や県から出るものをそれぞれ教えていただきたいと思います。あと、市がどのぐらい支出するのかということ。

(介護保険課長) この軽減につきましては、低所得者保険料軽減負担金として国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担することとなっております。具体的な金額になりますと、国が17,288,000円です。県が8,644,000円でございます。残りが鴻巣市ということになります。以上です。

(諏訪) この低所得者対策ということで国が消費税が前提ということで、10月1日から行うということなのですけれども、今示されました各段階の引き下げ額を見ましても、そう大きくはないなという感じを受けております。ただし、消費税というのは10月1日から8%から10%に上がりますと、この比ではない額が多分重い負担になると思われるのですけれども、今政府のほうでも、消費税の増税に関しては政府の中でも見合わせなければならないような検討もあるというふうに報道されております。もし消費税が上がらなかった場合は、これはこのまま生きるのでしょうか。済みません、お願いいたします。

(介護保険課長) 政令のほうは改正が終わっておりますので、税率的にはこのまま進めていきたいと考えております。ただ、消費税が上がらなかった場合の負担金の話になるのですけれども、これは国のほうで政策的にやっているものでございますので、市としては国が何らかの対策を立てて当然補填してくれるものと考えております。以上です。

(橋本) 1点だけ確認を、ちょっと確認というか、私はわからなかったのですけれども、条文の中で最後の第2項中、2万1,600円とあるのは4万1,800円と読みかえるものとするというふうにして書いてあるのですけれども、この読みかえるものとするって、これの意味をちょっと教えていただきたいと思います。

(介護保険課長) この条文のつくり方なのですが、国の準則をちょっと

そのままつくらせていただいたのですけれども、第2項をほぼそのまま使うというふうな言い方で読みかえという考え方になっております。ですので、第2項のところでは2万1,600円というのが出ていますのですけれども、それを第3項では3万300に、第4項では4万1,800という使い方をして、同じように改正をするのだよというような、それで準用という用語を使っているのですけれども、それでやっているという形になります。以上です。

(橋本) 済みません、これ普通にある文言、条例であるのでしょうか。

(介護保険課長) 当市の文書法規担当と協議を重ねた結果、この文言の使い方、近隣市も皆同じ、国の準則を使っているのです、このままいきたいということで決定したものでございます。

以上です。

(橋本) あと最後に、第1段階の、先ほど4,499人ですか、この中で生活保護の受給者というのは今一体何人ぐらいいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(介護保険課長) 4月1日の段階で833名(P.27「404名」に発言訂正)でございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) ただいまの議案第46号に反対をする討論をさせていただきます。10月からの消費税増税に対しては、生活や商売への不安が日々高まっている報道は多く見られます。自民党の萩生田光一幹事長代理も、7月1日に発表される日銀短観が示す景況感次第で増税の延期もあり得るといふ発言がありました。低所得者の方々には本当に重い逆進性の消費税、これを増税するということにも反対を当然いたします。そして、介護保険料の軽減を引きかえのように消費税増税の世論をつくろうというところ

ろにも、私としましては怒りを感じるどころです。低所得者に一番重い負担となる消費税増税、押しつけはやめさせたいと、そして軽減はしかるべき財源で行うべきというところで、今回の議案第46号に反対をいたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第46号 鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数でございます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時14分)



(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第45号のところで、私の文言訂正をお願いいたします。議案第45号 鴻巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例におきまして、「定める」を「求める」と発言してしまいました。おわびして訂正をお願いいたします。

続きまして、介護保険課長より訂正の申し出がございましたので、許可いたします。

(介護保険課長) 先ほど介護保険料第1段階の生活保護の方を833名と申し上げたのですけれども、833名は生活保護の方全員でございました。65歳以上の方は404名でございます。おわびして訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

（こども応援課長）先ほど金子委員さんのほうからご質問のありました放課後児童支援員の罰則規定につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

こちらの件なのですけれども、放課後児童支援員等研修事業実施要綱というのがございまして、こちらの中で、都道府県は放課後児童支援員の認定を受けた者が秘密保持義務に違反した場合やその他放課後児童支援員として信用失墜行為を行った場合等には、当該者について認定を取り消すことができるということでございます。

以上でございます。

（委員長）訂正の申し出につきましてはご了承をお願いいたします。なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

次に、議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（橋本）それでは、まず学校トイレのほうからです。歳出で11ページの赤見台第一小校舎トイレ改修工事なのですけれども、これとても私としてはすごく高いなと思うのですけれども、これ何台分。基本的に各階に1つトイレがあって、これを全てやるのか、全てが一体何台分なのか、まず教えていただきたいと思っております。

（教育部副部長兼教育総務課長）まず、この工事に取りかかります部分につきましては3階建ての校舎となっております。改修前の部分につきましては、それぞれ1階、2階、3階ごとに、男子の小便器が5、大便器が和が1、洋が1、女子が和が3、洋が1が改修前の現状でございます。これらの部分につきましては、本工事改修後となりますが、1階部分におきましては男が小が4、大が洋の2、女子が洋の4。それプラス1階部分に多目的トイレを1つ追加いたします。2階、3階はともに男子が小が5、大が洋が2、女子が洋がそれぞれ4となっております。

以上でございます。

（橋本）ということは、もう改修した後には和式はなくなるということ
で考えてよろしいでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）当然学校の敷地内には普通教室棟また
は管理棟または特別教室棟、それぞれそういうような棟がございますが、
当然この小学校のトイレ改修工事におきましては、まず普通教室の棟を
工事対象とさせていただいて、子どもたちが1日の大半を過ごす普通教
室棟をまず中心に行わせていただきます。先ほど申し上げましたように、
トイレの洋式の和につきましては、この棟につきましては和式便器はな
くなるという現状でございます。

以上です。

（橋本）あとこれ、では職員室はそういうところは今回は対象ではない
ということでしたか。

（教育部副部長兼教育総務課長）職員室等がございます棟は、おおむね
管理棟というような形で棟の名前は呼ばれておりますけれども、当然職
員室の目の前にあります教職員が使いますトイレ等につきましては、個
別に市のほうの予算の中で、洋式便器等を逐次改修のほう、工事を行っ
ておる状況でございます。

以上です。

（橋本）あと、これからほかの小学校、今赤見台第一小ですか、これか
らやると思いますが、これの予定とかがわかれば教えていただきたいと
思います。

（教育部副部長兼教育総務課長）今後の計画ということのご質問かと
思われますが、令和3年3月までにトイレ環境の改善を盛り込みました
学校施設の長寿命化計画という学校ごとの個別施設計画を今後策定をし
てまいります。これは、今後の学校施設の老朽化対策を推進するよう、
改修に関する順位づけの考え方を示した上で、改修内容、時期、費用等
を整理し、年次計画を示していくものでございます。今後も国の補助金
を活用し、当然トイレ改修等もございますが、これらの個別施設計画を
策定することが必須条件というようなこととなってまいりますので、今

後個別施設計画を策定するに当たり、学校施設の改修という位置づけの中でトイレ改修、衛生的で快適な学習環境を確立する観点より、計画的に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）確認なのですけれども、赤見台第一小を最初でありました。これ今まではなかったのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今回の部分につきましては、赤見台第一小学校の改修工事となっておりますが、今までにおきまして過去に常光小学校、松原小学校、箕田小学校、今回の赤見台第一小学校ということで、過去これらの国の補助金を活用してトイレ改修等を行いました学校につきましては、赤見台第一小学校が4校目という現状となります。以上です。

（橋本）中学校はこれからやるということで考えてよろしいのですか。

（教育部副部長兼教育総務課長）今まで小学校という部分で4校目という現状でございますが、先ほど申し上げましたように、今後の計画という部分につきましては個別施設計画を策定していく中で、当然年次計画を今後示してまいります。中学校等も含めた中で、今後もこの順位づけという部分につきましては年次計画を策定してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）それでは、13ページの中学校給食センターのほうでちょっと質問させていただきます。私も金子委員も地元なので、とても心配なのですけれども、先ほど工事が令和2年1月から令和3年2月までということなのですけれども、これでよろしいのか、まずお聞きします。

（中学校給食センター所長）委員のおっしゃるとおり、その期間を見込んでおります。

（橋本）これ旧の給食センター、もう解体がこの日から、この令和2年1月から始まるということで考えてよろしいのでしょうか。

（中学校給食センター所長）今給食を子どもたちに提供しておりますが、新しい給食センターができて、その後に解体という形になります。先に

一緒に解体しますと、子どもたちに給食が提供できませんので、まず先に新センターができてから、稼働してから解体ということで予定しております。

以上です。

(橋本) 今度資料を見させていただいたのですけれども、今までのこの給食センターのあったところ、これが駐車場ということでよろしいのでしょうか、場所的には。

(中学校給食センター所長) はい、そのとおりです。

(橋本) まだまだ今の給食センターの跡地が決まっていないというふうに私は理解していたのですけれども、これはもう駐車場にしてしまうということで決定なのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 駐車場として予定しております。

(橋本) かなり駐車場が多いような気がするのですけれども、これは一体、これを含めて何台ここにとめられるように考えているのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 今の予定ですと、駐車場が152台です。そちらを予定しております。

以上です。

(橋本) そうすると、何かとても多いような気がしてしょうがないのですけれども、職員はこれ何人ぐらいの体制。今と同じなのかもしれないけれども、何人ぐらいの体制なのか、ちょっとお聞きいたします。

(中学校給食センター所長) 市の職員のほうが今5人おります。臨時と、あと県の栄養士ということで3人おまして、職員的には8人体制でおります。調理のほうの業務員がおりますので、そちらのほうの従業員が約50名おります。

以上です。

(橋本) あと、この資料を見るとかなり樹木が多いような気がするのですけれども、これは給食センターということでやっていると思うのですけれども、管理が後で大変になるのではないかなと思うのですが、そういう雑草とか、あと芝生も結構ありますよね。この芝生の管理、これは管理は市でやらなければいけないと思うのですが、それについてはどう

思っていますか。

（中学校給食センター所長）確かに委員のご指摘のとおり、管理というのは市のほうで管理をしていく予定であります。

（橋本）あと、今まで、今、給食センター大変においがすごくて、地域の方からおいを何とかしてくれということはずっと言われていて、私も話をしたこともあるのですけれども、今回新しい給食センター、おいに対して何か対応しているのかどうか、それを伺います。

（中学校給食センター所長）確かににおいのほうも一つの問題だと思っておりますけれども、新しい新センターのほうには脱臭装置のほうを、脱臭用フィルターを伴ったものを設置する予定であります。以上です。

（橋本）あと、樹木といえ、ここに桜の木が前にあって、周りにもあるのですけれども、この桜の木はそのままであるのかどうか、それだけ伺います。

（中学校給食センター所長）愛里巢の、昔馬室中学校の正門でありました大きい桜の木は、そちらのほうは今のところ残す考えであります。周りの桜の木につきましては、やはり食品を扱うものですので、やはり異物だとか、雑菌だとかを防ぐために、そちらの周りの桜の木は今のところ全部そちらのほう伐採、抜根をする予定であります。

（橋本）とても寂しい感じしますけれども。

あともう一つ、これ馬室中学校の門が2つ、今でもあるのですけれども、これも、これ馬室中学卒業の方はきっと思い出があると思うのですけれども、これは撤去するのでしょうか。

（中学校給食センター所長）今のところは撤去する予定であります。

（橋本）あと、愛里巢と、これ斜線は芝生ですか。ここに加藤政之助さんの碑があるので、これも撤去してしまうのか、移設するのか、それだけ最後にお伺いいたします。

（中学校給食センター所長）石碑のほうにつきましては移設ということになります。設置、移設をする場所なので、今資料をごらんになっていただいている受水槽の下あたりの芝生、そちらのほうに移設

を予定しております。

(橋本) あと最後に、この愛里巢のほうからか、常勝寺のお墓に抜ける道があるのですけれども、これは特に今までと同じように通れるということで考えてよろしいのでしょうか。

(中学校給食センター所長) 通れるようにしております。大丈夫です。

(加藤) 11ページのトイレ改修のところ、質問も出ているので、なのですが、先ほどの説明の中では常光、松原、箕田小に続いて赤見台が4番目の大改修になるというふうなことなのですが、たしか当初予算の中でトイレ改修をするというふうなことが計上されていたかと思うのです。そこがどこの改修をするというふうなことはなかったかと思うのです。今回のこの赤見台は、急遽というか、そういう国が補助金が出るというふうなことでこれが工事に入るというふうに説明があったわけですが、当初予算の関係のトイレ改修はどのように考えているのか、まずお聞かせください。

(教育部副部長兼教育総務課長)今年度の当初予算の部分につきまして、まず市費のほうで100%の持ち出しという形で和式から洋式の便器交換工事ということで、小学校3校、中学校3校、それぞれ和式便器から洋式便器に取りかえる工事のほうを予定しております。これらにつきまして、まず学校名で申し上げますと、鴻巣東小学校、下忍小学校、大芦小学校、中学校におきましては鴻巣中学校、鴻巣北中学校、吹上北中学校、それぞれの3校ずつの部分の和式から洋式に取りかえます当初予算で計上のほうをさせていただいております。

これらのそれぞれの3校ずつにつきましては、現在の洋式化率が低いという現状もございますので、これらの部分の底上げ、また学校の格差をなくすという、解消をするというような目的の中で、当初予算で便器のほうの交換工事を行う予定でございます。

以上です。

(加藤) 3校ずつということですね。工事はいつごろ。同時にその3校をスタートするのか、全部順番にやっていくのか、その辺ちょっと教えてください。

(教育部副部長兼教育総務課長) 今年度、夏休みを中心に工事のほうに取りかかっていたいという形で考えております。

以上です。

(加藤) では、それぞれ小学校3校と中学校3校も夏休みを中心にということで考えているということに理解していいのですね。

(教育部副部長兼教育総務課長) 委員のご指摘のとおりでございます。以上です。

(加藤) では、このそれぞれの3校の工事を全て、学校内にあるトイレを和から洋のほうにかえていくという、全部全てをとということの理解でよろしいのですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) 現在市内の小中学校の本市の洋式化率、パーセンテージで申し上げますと、31年3月末現在で40.8%というような現状でございます。先ほど申し上げました小学校3校、中学校3校におきましては、現在25%から30%前後の洋式化率という現状等もございますので、これらをなるべく平均値、40%台に乗せるというような目的の中で、それぞれの個数を精査をしながら対応してまいりたいというふうに考えております。それですので、全ての和式から洋式の便器に取りかえるものではなく、40%台に乗せるという個数を鑑みまして工事のほうに取りかかっていたいという現状でございます。

以上です。

(加藤) そうなのですね、40%程度にとりあえず平均化するというふうなことなのですね。そうしますと、ではその学年がみんな、各学年によって教室が違いますよね。1階とか2階とかいろいろあるわけですがけれども。基本的には低学年のほうに重きを置くのか、高学年のほうに重きを置くのか、やっぱり今ほとんど家庭で和式なんていうのは本当にないので、高学年になれば多少は学校に行けば和式だということに慣れているところもあるかもしれないのですが、やはり同じ学校において、低学年かどちらかわかりませんが、1階だったらきれいだけれども2階、3階はどうとか、いろいろなそういう格差が出てしまうと思うのですが、その辺はどのように考えながらの工事を進める予定ですか。

(教育部副部長兼教育総務課長) それぞれの学校ごとの便器の交換の個数につきましては、当然それぞれ40%台に上げるということで、個数につきましてはまちまちでございますが、設置をする、工事に取りかかるという部分につきましては、それぞれ学校のほうとまず要望等を確認し、どこのトイレを改修するべきかという部分を学校のほうのご意見を聞きながら改修工事に当たるといような現状でございます。

以上です。

(加藤) 学校との話し合いでといいますけれども、学校側としても、大体その築、建築されたときは一緒なわけですよ。その後改修でもして、もうあっちが新しいとか、こっちが古いからということはあるのかも、そういうことであれば、では古いほうをということとやっていけると思うのですが、やはり同じときに建設、建築された中での建物で、ではどこを、ここと言われても、学校のほうもかなりその見きわめというのが大変でないかなと思うのと。

あと、では例えば今年度の当初予算で3校、3校ですけれども、その後、今40%に引き上げる中で、ではほかも全体を見て40%ぐらいということだから、40%に整備をしていくということなのでしょうけれども、その後は、ではやっぱり小学校19校あったり8校中学校があるわけですから、その後の計画というものはどんなふうに考えていますか。

(教育部副部長兼教育総務課長) まず、その後の計画という部分でございますけれども、現在今年度の当初予算におきまして小学校、中学校、それぞれ洋式化率を上げ、平均値まで何とか持っていききたいという、その部分がございます。今後の計画につきましては当然、先ほど申し上げました個別施設計画のほうで国の、活用の補助金、それらをまず中心として行わせていただきますが、学校のほうの個々の便器のほうにつきましては、レバー等の故障等も当然考えられますし、そういった部分につきましては個別に現在におきましても和式からその都度便器を洋式化のほうに取りかえておると、そういった現状等もございますので、今後そういった改修等も必要な場合につきましては、和式から洋式の便器のほうに取りかえていくといような考えを持っております。

以上でございます。

（加藤）吹上中学校なんかは校舎自体全部新しくなって、それこそ本当にトイレも何も全てきれいなわけですけれども、やっぱり今の子どもたち、そういう生活環境に合ったやっぱり学校施設という環境が必要だと思いますので、いろんなこと、やらなければならないことがたくさんあるかと思うのですが、やはり手がけた、手がけようとしているわけですから、なるべくこういうことに関して、ましてや本当トイレで。学校のトイレなんかには嫌で入りたくないという小さな子とか、やっぱり聞きます。なので、ぜひとも早期的なそういう計画を考えていただきたいというふうに思っています。これは、要望とか云々ではなくて、私がそう思っています。

それで、では給食センターのほうなのですが、かなり長い年月かけて、14カ月という年月かけて工事をするわけですけれども、実際こんなに長く工事期間がかかるというのはどういったことなのか、まず1点伺いたいと思います。

（中学校給食センター所長）現状今の第2体育館の跡地のほうに建設する予定ですが、今更地にはなっております。こちらから今度くい打ち、くい工事、そちらから基礎、鉄骨造になりますので、1階、2階ということで、工事のほうを行っておきまして、工事期間のほうは14カ月ということの工程を見込んでおります。

（加藤）建築面積が2,011.32平方メートルということで、なのでそれなりの期間がかかるのか、工事の内容というのは私も専門にわからないのですが、そんなふうによっぽどかかるものなののでしょうか。途中で絶えてしまうわけではないので、給食はちゃんと生徒たちに提供できるわけでしょうから大丈夫なのかなと思うのですが。

私もちょっと認識不足なのですが、今ここの給食センターで給食を食べている学校というのは、今8校全部なのですか。また新しくできたところは8校の給食を全部賄うというふうになるのかをちょっと教えてください。

（中学校給食センター所長）委員のお見込みどおり、中学校全8校、現

在行っておりますが、新しいセンターができて8校ということ考えております。

以上です。

(加藤) それと、今指定管理で運営を会社、どこかやっているわけですね。今現在の給食センターをやっているわけでしょうけれども、新しくできた時点でも同じところをお願いするというふうな考えなのかお聞かせください。

(中学校給食センター所長) 今の調理のほうは業務委託を行っております。こちら、今の業務委託をしている業者のほうは今3年で契約しておりますして、新設するときと同じタイミング、令和3年3月に今の業務委託している会社のほうの任期が終わりますので、4月からは新しい業者になります。その前にまた入札という形になるかと思っておりますので、そちらの新しく決まった業者のほうが対応するという事になっております。

以上です。

(加藤) それでは、食器関係なのですけども、今使っているものをそっくり使うようになるのか、新しくなった時点で全部そういったものも新しく考えているのかお聞かせください。

(中学校給食センター所長) 今の段階ですと新しいものを購入するという事を考えております。

以上です。

(諏訪) では、何点か質問させていただきます。

まず9ページですけども、教育費国庫補助金。小学校と中学校と2つに分かれてそれぞれに歳入に入っております。このそれぞれの学校施設環境改善交付金、要件というのですか、小学校ではどういったものがここに当てはまるのかというものを、ちょっと小学校と中学校のほうでそれぞれ要項というのですか、要件というのですか、ちょっとよくわからないのですが、どういったものを目的とされたものなのかをまず伺いたいと思います。

(教育部副部長兼教育総務課長) 学校施設環境改善交付金につきまして

は、当然今申請しておりますトイレ改修等もございますが、その他に大規模改修等の施設の改修工事、そういった部分につきましても補助金の対象という部分でございます。

以上でございます。

（中学校給食センター所長） 答えが重複してしまいましたが、給食センターのみならず、学校施設の大規模改修に活用する可能な交付金となっております。

以上です。

（諏訪） 金額がそれぞれ出ておりますけれども、実際にこれを使ってトイレの改修と、あとは中学校の給食センターの工事ということになるわけなのですけれども、まず小学校のトイレのほうなのですけれども、実際には小学校施設改修事業債も起こしながら工事費が5,548万6,000円が予定されるということなのですけれども、非常に高額だなとちょっと思っております、実際には便器の取りかえだけではなく、内装も含めての工事かと思うのですけれども、トイレの中だけなのか、それともその周辺なのかをまず伺いたいと思います。

（教育部副部長兼教育総務課長） 本工事の改修工事の主な内容を述べさせていただきます。便器の洋式化、当然和式便器から洋式の便器に交換、それと小便器と手洗いの自動の水洗化、それと床または壁の部分につきまして、現在のウエット式からドライ式に変更をいたします。また、照明等のLED化、また配管類の更新、それとそれぞれのトイレの洋式化の工事を行うときには、各学校とも多目的トイレを1つ増設といえますか、設置をするという工事の内容となっております。

以上でございます。

（諏訪） そうしますと、赤見台第一小学校の子どもたちの使うトイレが大幅に変更されてきれいになって使いやすくなるという感じを受けましたけれども、多目的トイレはどういったレイアウト、今の2階につくられるかと思う……1階につくられるわけですね。どういったレイアウトでつくられるのかなのです。やはり多目的トイレというのはいろんな方が無理なく使えるレイアウトであってほしいと思っております。

も、レイアウトはどのようにつくられるのか。

（教育部副部長兼教育総務課長）それぞれ男子、女子トイレの正面入りまして右、左にそれぞれトイレのほうが振り分けられますが、その中央の柱部分等を活用いたしまして、一番正面のところに多目的トイレを設置をいたします。当然扉につきましても引き戸タイプ、またはちょっと円状というのでしょうか、少し丸みを帯びているような現状でございますので、引き戸のような形の扉をあけまして、多目的トイレというような現状となる予定でございます。

以上です。

（諏訪）そうしますと、現在の男子トイレ、女子トイレの枠組みというのは大きく変わらないで、もともとある柱のところに多目的トイレがすっぽりはまるような感じということでよろしいのでしょうか。

（教育部副部長兼教育総務課長）委員のご指摘のとおりでございます。以上です。

（諏訪）工事の期間は夏休みということなのですが、ことしの夏休みに期間としては何日ぐらい要する予定ですか

（教育部副部長兼教育総務課長）この6月議会におきまして補正予算のほうを計上し、お願いしておる現状でございます。この後入札というような手順となりますので、一応夏休みを中心という封に考えておりますが、これ入札の内容等により次第で工事のほうが少し延びる可能性もあり得るということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

（諏訪）では、中学校の給食センターでございますけれども、こちらのほうも事業債も使いながら工事を行うということなのですが、この資料で図面を見ますと、先ほど他の委員も質問ありましたけれども、駐車場152台ございます。この駐車場は、こういった方を対象にした駐車場なのか。先ほどの学校の改善交付金の中で示されるものなのかどうかをちょっと確認をしたいと思っております。

（中学校給食センター所長）まず、では駐車場のほうのご説明をさせていただきます。

こちらは駐車場152台、障がい者用を含むということになりますが、こちらの使用目的としましては、給食センターの職員、あと調理従業員の駐車場ということで先ほどもご説明させていただきましたが、あとはセンターで保護者の方の試食会というのも行いますので、センターに来る方の駐車場、あとこちらは敷地が広いということで隣にまた愛里巢もございいますので、愛里巢を利用される方の駐車場も兼ねております。花まつりのほう、今回ポピーのほうが馬室会場ということでご利用する方が、たくさんの方がいらっしゃいますので、そちらの駐車場の利用ということで考えております。

あともう一点の駐車場の交付金の利用ですが、駐車場のほうにつきましては交付金の対象にはなっておりません。交付金は、あくまでも建物のほうだけということになります。

以上です。

（諏訪）では、駐車場は交付金の対象ではないということで確認がとれました。

あと、建物のほうの図面なのですが、要するに給食は食材を運び入れる車がどこから運び入れるのかだとか、実際に給食を運び出すのはどの辺からなのかを伺いたいと思います。

（中学校給食センター所長）まず、図面のほうをごらんください。右端になのはな通りが表示されております。その横に駐車場がございいますが、駐車場の南側、下のところが搬送の出入り口という形になります。そのところに入っていただきまして、新しい給食センターのほうの建物の下の部分、やはりこちらも南側になりますが、こちらのほうが食品の受け入れるところになります。学校のほうから回収してきました食器等につきましては、給食センターと愛里巢の間に通路がありますが、そちらのほうを曲がっていただきまして、そちらのほうの絵で示しますと、右側に厨房除外施設というのが表示されているかと思うのですが、その前あたりが食器等の回収の受付のところになります。

以上です。

（諏訪）給食を運び出す場所はどちらですか。

(中学校給食センター所長) 失礼しました。今の回収するところと、その隣に出すところという形になっております。ちゃんとエリアは分けております。

以上です。

(織田) 中学校給食センターについてお聞きしたいのですが、私愛里巢を月1回、ちょっと練習事に使わせていただいているのです。体育館はもう壊れています。その跡地にゲートボールか何かをしていた地元の方がいらっしゃるのですが、今それはどちらのほうで。何かどこかでやってくださいというふうにちゃんと連絡したのですか。

(中学校給食センター所長) 今まで第2体育館の横にありましたゲートボール場のほうをご利用いただいていたのですが、新しいセンターを建てるということで、なのはな通りを挟みましてやや北東ですか、そちらのほうに今のゲートボールの場所を設置しております。

以上です。

(織田) 私も最初駐車場の台数が多いかなと思ったのですが、愛里巢を使われる方とか、それから保護者の試食会とか、あとポピーまつりのときに結構車をとめていかれる方が多いので、そのためにふやしたのかなと思いましたが、先ほどほかの委員さんのお答えでそういうお答えでしたので、やっぱりそうなのかというふうに思いました。

それで、この委託業者なのですが、3年の任期で、令和3年3月で終わるので、4月からまた入札するというお話でした。この前本議会でアレルギー対応について聞いていた議員がいたのですが、私も小中学校、主に小学校です、自校式なので、そこで小学校給食の食物アレルギー対応をしていただいた経緯があります。マニュアルをつくっていただいて、取り分け食をしていただいたのですが、代替食は栄養士さんがいる学校でないとできないということで、もちろん中学校の給食センターは、先ほどの説明では栄養士さんが3人という、多分3人と聞いたのですが、けれども、いらっしゃるので代替食はしますという答弁だったのですが、確かでしょうか。

(中学校給食センター所長) 済みません、1つ訂正のほうをお願いしま

す。私のほう、ちょっと説明が申しわけなかったのですけれども、今栄養士さんは2人、県の職員のは2人になります。あと1人が臨時のパートさんという形になりますので、3人の内訳はまずそのようになっております。

アレルギーの対応なのですけれども、今の段階ですと現センターでは行っていないのですが、新しいセンターができましたら、そちらのほうでアレルギー対応を進めていくということで考えております。

（織田）では、本議会中の答弁内容が、卵はだめな子はお肉を入れる代替食をやりますというお答えだったのですが、それは今後に向けてそういう形でやっていきたいということだったのでしょうか。

（中学校給食センター所長）委員さんのおっしゃるとおりになります。

（織田）これは、中学校の給食センターなので、ちょっと飛んでしまうかもしれませんが、今後小学校のほうでの代替食というものは考えていらっしゃるでしょうか。栄養士がいないと難しいというのは前もいただいているのですけれども。

（中学校給食センター所長）小学校は自校式となりますので、栄養士さんが、県の栄養士さんとかも配属されている学校、いない学校というのがあります。栄養士さんのほうで2つ学校を担当しておりますので、そちらのほうで代替……今も実際は食べれないものがあれば、かわる食べられるものを提供する。例えば八宝菜の中のウズラの卵が食べれないということであれば、その分ウズラは除いて野菜を多く盛りつけたりということの対応は小学校のほうはしているそうです。

以上です。

（織田）わかりました。代替食できなくてもそのような配慮をいただいているのであれば、ありがたいと思います。

あと、中学校給食のほうでアレルギー対応の生徒が29名いるということなのですけれども、今度新しくできた中学校給食センター、入札して今までどおりの方が委託されるのか、新しくかわるのかわかりませんが、そういった29名のアレルギー対応というのは引き続きしていただけるのでしょうか。

(中学校給食センター所長) やはり命にかかわる問題ですので、現状と同じように対応は考えております。

(織田) あと、私の聞き違いかどうかわかりませんが、本議会で調理室の話が出まして、何か専用の調理室をつくるようなお話、お答えが……ここに書いてありますね。つくっていただけるということなので、わかりました。

以上です。

(金子) それでは、議案第49号の補正の11ページについては、教育総務課の委託料の13、工事監理委託料211万1,000円の項目なのですが、先ほどの中で工事については夏休み期間ということでお話ありましたけれども、この工事の監理について、やはりこれ監理業者が行うわけですが、これについては何日ぐらいで何人ぐらいというののお示しとか、示されているのでしょうか、お伺いします。

(教育部副部長兼教育総務課長) 今回の赤見台第一小学校につきましては、ちょっと委員さんのほうでもし自分のほうが言葉としてちょっとお伝えした部分がニュアンス的にどうなのかはありますけれども、当初の今年度の当初予算で小学校3校、中学校3校の和式から便器のほうを取りかえるという部分が先ほど加藤委員のほうからお話ございました。その部分については夏休みを目途にという、その部分をお話しさせていただき、あわせて今回の赤見台第一小学校につきましては、この後入札という部分でございますが、当然夏休みを目標にというようなニュアンスで、認識で受け取っていただければと思います。必ずしも夏休みという、その部分、若干当然2学期前後に時間的な部分が少しまたがってしまうという部分も十二分にあり得るという部分でご承知をいただきたいと思えます。

工事監理委託料につきましては、当然この後入札をいたしまして、トイレ改修工事の業者のほうで確定いたします。その確定と同時に一度学校のほうで、その施工する業者、それと監理をする業者のほうも今後入札という手続を踏ませていただきますので、それぞれ学校、監理の工事監理をする委託業者、工事を施工する業者、担当課の教育総務課、4者の

ほうで協議を進めていく中で、当然工期のほうもこの工事請負を行います工事の期間が全て監理の期間というような現状となります。

以上でございます。

（金子）ちょっと私が聞いたかったのは、その中で、よく実施設計と監理契約、実施設計している業者が監理のほうも行っているというのが結構あるのです。すると、これはあくまでも監理委託料ということで、監理契約ということで、監理業者が行うということで。どちらなのか。どちらもありませんけれども、それによって結構流れとか、あと費用的にも安くなるとか、そういうものもありますので、そのところをちょっと知りたいのですけれども、伺います。

（教育部副部長兼教育総務課長）この国の補助金にエントリーをいたすためには、まず設計を行わなければいけません。ですので、昨年度の平成30年度中に設計のほうを既に完了済みという現状でございます。当然設計業者がその部分について工事の概算の見積金額を提示を、算出をしていただきますので、この後工事監理委託料の入札という部分につきましては、そういった施工業者等もその中に入りながら、設計をされた業者がそのまま監理のほうも入札で落札をすれば、よりスムーズな工事の、要は内容となる部分につきましては、担当課といたしましても認知しております。

以上でございます。

（金子）続きまして、12ページですけれども、中学校給食センター整備事業ということで、何点か確認します。

この中では、まず初めに給食センター新しいところができますと、給食配送車ですか、とかが結構頻繁に入るかと思うのですけれども、その通路としては、ここに描いてある点線があるところですよ。言ってみれば、図面でいうと一番下のほうですよ。こちらを通過して往復するのかなと思われましても、この配送車というのは、ちょっと私も余り記憶ないのですけれども、何台ぐらいあって、どこにこれを停車というか、配送が終われば当然どこかの敷地に置いておくわけですよ。また次の日という形になると思うのですけれども、これは何台ぐらいあって、ど

ちらにとめるような感じなのでしょうか、お伺いします。

（中学校給食センター所長）現在8台ございます。こちらの新センターができたときの駐車場場所なのですけれども、こちらの152台のとめれる場所の、部分的にここだということはまだ決まっていないのですけれども、こちらの152台とめられる場所のスペースの中で駐車することを考えております。

（金子）今のお答えですと、152台の駐車場前のほうのところにどこかのスペースをとということになりますと、実際に、では152台というかを、駐車予定台数155台と書いてありますけれども、これの中の8台分ですか、これはもうとられてしまうわけですね。ということですよ。確認します。

（中学校給食センター所長）委員のお見込みのとおりです。

（金子）さらに申し上げますと、この8台の配送車については非常に大きい車ですよ。そうすると、8台分がマイナスでなくて、掛ける2で16台分ぐらいは確保しないと、駐車スペースとしては厳しいのかなと思われまますけれども、その見解はどうでしょうか。

（中学校給食センター所長）確かに本来ならば、新しい新設される建物のほうに駐車スペースがとればよかったですけれども、どうしてもこちらのほうに駐車スペースがとれないというのが現状でして、駐車場のほうが駐車場、皆さんがご利用いただくスペースのほうにもちょっと影響してしまうというのが現状です。

（金子）そうしますと、私はいろんなイベントとか、あと愛里巢を利用する人あたりが使ってもらいたいなと思って、この愛里巢の後ろの芝生のところありますね、芝植栽と書いてありますけれども、ここは何もないような空間なわけなのでしょうか。ちょっと確認ですけれども。

（中学校給食センター所長）こちらのほうは芝生だけになっております。設計上、緑が何%ということになっておりますので、そちらの条件ということで、そちらの部分が芝生で対応させていただいております。以上です。

（金子）そうしますと、今の芝生もそうですし、緑ということで考える

と、何か道路の通路、搬入路、その下のところの民地のほうの、民間のほうの建物があるところと、三角みたいなスペースありますね、そこもやはりそういうふうな占有率というかパーセントでやはり必要な、確保するようなどころということで、緑を確保するところということで、もう必要なスペースなわけであるのか、ちょっとお伺いします。

（中学校給食センター所長）はい、今委員さんがおっしゃったように、全ての緑が、対して何%という条件がクリアできるということになっております。

以上です。

（金子）そうしますと、次にその木ですけれども、もう植栽とかの樹木の種類とかというのは、先ほど桜は切ってしまうと、寂しいのですけれども、そういうことで、1本だけすばらしい正門のところにある木がありますけれども、やはりこれは残してほしいなと私も思っていたのですけれども、ほかの道路側の下之谷というか、田んぼのほうとかポピー畑のほうに行くところの桜の木は全部切ってしまうということですよ。そうすると、種類の的には今度は新しい植栽を植えるということですから、それについては余り高い木とか、余り落葉樹とか、針葉樹とか、いろいろありますけれども、種類としてはもう選定はされているわけでしょうか。

（中学校給食センター所長）先ほど桜の木を残しますということで申し上げさせていただきましたが、あと現状今ある愛里巢の裏手、石碑のところにある松の木と、あと愛里巢のやはり南側になるのですけれども、ケヤキの木がございます。この3つにつきましては今のところ残す方向でまず考えております。

あと、周りの樹木ということなのですけれども、こちらはやはり高い木を今度切って、また高い木が入っては意味がありませんので、やはりこちらのほうは低木だとか、中木ということで、例えばアジサイだとか、あとハナミズキとか、そういったものを考えております。

以上です。

（金子）承知しました。わかりました。

ちょっとこの図を見たときに、私地元なので、先ほどお話しした田んぼ

のほうに、ポピー畑のほうに行くところの、これでいくと細い道が、一番上のほう、この受水槽とか、そこら辺の一般排水浄化槽とかありますね、その上のほうのところに細い道がありまして、そこで下のほうに田んぼのほうとかポピー畑のほうに行くわけでございますけれども、これ部門外というか、部外だとは思うのですけれども、これ結構今度はポピーの祭りとかになると、ここ頻繁に通るのですよね。都市計の接部になってしまうのですか。そういうところとの話し合いということで広げる予定とかというのは、今のところ。例えばそれこそ令和3年ですから、解体が終わって、それでその前に建物を建てたときに樹木は当然整備するわけでしょうから、それと並行してそういうふうな検討もされているのかどうか、ちょっとお聞きします。

(中学校給食センター所長) 確かにこちらの道、細いのですけれども、その広がるということで、実際詳細につきましては都市整備部になってしまうのですけれども、その道が広がるということで、今回実際分筆というか後退でしております。先を見込んで……それで対応は、センター側のほうにつきましては下がっているという形になります(P.49「拡幅につきましては現段階では未定です。分筆をしているということになります」との発言訂正)。

以上です。

(金子) それはありがたいことで、将来に向かって早目の計画がされていると。準備されていることだけでも私はよろしいかなと思うのですけれども、ここは結構崖なので、やはり片っ方の給食センター側はいいのですけれども、右側のほうに寄り過ぎてしまいますと、もう崖に落ちてしまいますので、安全面とか考えると、やはり幅を広げて安全対策とか拡幅してもらいたいなという、ちょっと気持ちがありましたので、お伺いしました。

それと、先ほどの中で愛里巢のほうで駐車場ということでございますけれども、これ給食センター、今の給食センターが解体を始めてからということになるかと思うのですけれども、専用の愛里巢の駐車場ですよというふうな形に確保するのか、自由にとめていいのかとか、そういうふ

うな色分けとか、それとポピーのほう。言ってみれば、何で言うかという
と、今の時点でポピーまつりのときは、今駐車料金を取っているの
すよね、1台500円とかで、ポピーまつりのときには。そうしますと、こ
こにとめるとそれが無料になるのか、それとも有料になるのかと、また
いろいろなことがケースが出てくるかと思うのですけれども。それで、
今後のことなのですけれども、そういうことも加味して、堤外のほうに
とめると、堤外というか、下のほうにとめると臨時に駐車場を設けると、
そこだと1台500円取られる。取られると言っては申しわけないですが、
かかりますので、協賛金としていただいていますので、そういう点がち
よっと矛盾を生ずるような形になってもいけないので、そういう点も少
しこれから検討していただければと思うのですけれども、その点いかが
でしょうか。

(中学校給食センター所長) 今この駐車場のスペースにつきまして、ど
この部分がどこだよということで具体的にまだそういった示しはして
おりません。先ほどの駐車料金のほうにつきましても、管轄がちょっと異
なりますので、その点についてはちよっとこちらのほうでお答えは差
控えさせていただきます。委員の指摘のとおり、皆さんがご利用して
いただくに当たって負担のないような駐車スペースが確保できればと思
っておりますので、よろしく願いいたします。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第49号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第2号）のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時43分）

（開議 午前11時44分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

中学校給食センター所長より文言の訂正の申し出がございました。これを認めます。

（中学校給食センター所長）先ほどポピーに行く建物の北側にあります細い道のところで、私の説明がちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。

拡幅につきましては現段階では未定です。分筆をしているということになりますので、その点訂正させていただきます。申しわけありません。

（委員長）訂正の申し出につきましてはご了承願います。なお、字句その他の整理につきましては、委員長に一任願います。

議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時45分）

（開議 午後1時00分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、第50号の特別会計補正予算で質問をいたします。

まず、9ページの介護保険の歳入のほうですが、事業費の補助金、この324万3,000円の内訳をお願いします。

(介護保険課長) では、まず保険料の軽減に関するシステム改修費用として、これも棒読みさせてください。1,829,000。それから、この保険料軽減に関する周知広報費用として727,000。それから、マイナンバーに関するシステム改修費用として687,000。これが歳入の内訳になります。以上です。

(諏訪) システム改修の部分は、これは直接システム改修する業者さんにお支払いするものかなと思うのですが、あとこの周知広報について、もう少し詳細をお願いいたします。

(介護保険課長) 先ほどご説明したとおり、もともと当初予算のほうには組んでいたのですが、7月の本算定の際に被保険者の方に保険料を通知いたします。その中に入れるパンフレットに今回の軽減に関するPRを入れるということ、それからお客様に説明する介護保険のA4の冊子があるのですが、それをことしつくる予定でございますが、その中にもこのPRの費用を入れる。そのような費用を計上するというので、国からその費用に関しては全額国費のほうで賄いましょうということで内示が出ておりますので、その金額を入れさせていただいています。

以上です。

(諏訪) 軽減に対する広報ということですが、普通こういった軽減対策、消費税とは別に軽減対策が出たときにお知らせするときにもこういった予算というのはつくのでしょうか。

(介護保険課長) 私が知っている限りでは、処遇改善を平成二十六、七年だったと思うのですが、やったことがあるのですが、そのときには処遇改善の費用で皆様の負担が上がる形になります。ですので、それを国が補填するために、完全にあれば補助金ということだったと思うのですが、出しております。それをやはりPRするというので、その

ときにもパンフレット、それから本算定に入れる通知、それからそのときにはちよっとお金が余りましたので、大型の市内の介護事業所のマップをつくりまして、それで配ったという経緯がございます。

以上です。

（諏訪）処遇改善を行ったのは介護報酬そのものがうんと引き下げられたり、介護報酬が特養だとか、要するに施設サービスの介護報酬が引き下げられた後、処遇改善が行われたかなと思うのですけれども、ではなかったでしょうか、済みません。いずれにしても、あえて補助金のところで今回の軽減措置をPRするということなのですが、その内容、要するに階級の1から3までの方々がこのように下がりますよという文言になるかと思うのですけれども、なぜそうなるのかというような、いわゆる補助金が出るわけですから、PRの内容、文言を含めて詳細にお願いいたします。

（介護保険課長）国からはまだ正式な見本みたいなものは示されてはいないのであるけれども、基本的には消費税を財源として、この介護保険料を軽減しますよと。軽減比率に関しては国2分の1、県4分の1、市4分の1を充てますというのを、図表でも何でもいいので入れ込んでほしいというのが国からの要望になっております。

以上です。

（諏訪）当市の場合には、もう既に当初予算で組まれて、作成済みなのでしょうか。

（介護保険課長）いいえ、まだ作成はしておりません。保険料が今条例改正をお願いしているところで、これで決定したところで、先ほど言ったパンフレットであるとか通知文書に関しても保険料が載りますので、それを数字を入れかえて発注をかける。そのときに、今言った消費税増税分に対する補填というのをPRを入れ込むということでやっていきたいと思っております。

以上です。

（諏訪）あともう一点、マイナンバーの件ですけれども、今回介護保険のシステムにマイナンバーの何かレイアウト変更があるということだと

思うのですが、この詳細の内容を伺います。

（介護保険課長）マイナンバーのレイアウトに関する詳細に関しては、こちらとしても全部はつかんではないのです。情報システム課から話が来た段階で、改修が必要ということで、その情報をもとにうちのシステムベンダーと見積もりをとったところ、この金額ということなので、中身そのものはベンダーのほうが、正直な話、よくわかっているようなレベルということで。ただ、聞いておるのは、上げる、レイアウトという言い方をするのですが、例えば数字の羅列の桁が違うだとか、文言をどういう言い方ですとか、そういうのが国がやはり毎年小さい改定をしていくということで、その費用はやはりマイナンバーという施策のためのものなので、補助金を出しますというふうになっているというふう聞いております。

以上です。

（諏訪）この3つのことを含めて、国は3分の2、そして市が3分の1ということでしょうか。

（介護保険課長）いえ、先ほどお話をしたとおり、保険料軽減に関する部分、1,829,000と保険料軽減に関する周知広報の727,000は全額でございます。システム改修がトータルでは1,031,400の金額がかかるのですが、国からいただけるのは687,000でありまして、残りは市が負担しなければいけない金額になります。

以上です。

（諏訪）次に、歳出のほうなのですが、システム改修の委託料、これらが全てある程度見込みをつけたところ、この金額でできそうという、そういったことでしょうか。

（介護保険課長）システムは、今使っているシステム会社しか改修はできませんので、もうその会社に随契という形で、見積もりはその会社から出た数字をそのまま計上している状態でございます。

以上です。

（諏訪）最後に、そうしまして先ほど既に当初予算で組まれた分の消費税アップのPR分の72万7,000円に関しましては、これは後でバックする

ということになるのでしょうか。

（介護保険課長）72万7,000円につきましては、もともとは鴻巣市からの繰出金ということで当初予算には計上させていただいております。当然国からいただけるので、市からの繰出金を72万7,000円減額しなければなりません。今回の補正ではそれをしていないで、差し引きの数字にはなるのですが、予備費のほうに一旦持っていく形にさせていただきました。これは、実は9月に介護保険特会というのは平成30年度の決算を含めて、国、県、市へ返す分、国、県、市からもらう分というのを精算する作業がございます。そこで補正を上げるのですが、そのときにこの部分、72万7,000円も一括して処理をさせていただくということで、市の財政当局と協議をした結果、今回は一旦予備費のほうに持っていかせていただきたいということで了承をいただいているところでございます。

以上です。

（織田）システム改修委託料についてお聞きしたいのですけれども、委託している業者はどちらかわかりますか。

（介護保険課長）株式会社電算という会社になります。

以上です。

（織田）改修に関してなのですが、ちょっと私知識がないので教えていただきたいのですが、これ何台分ということなののでしょうか、それとももとのシステムを変えることによって全ての部署に配信していくような、そういう改修の方法なのか、1台1台のパソコンをいじるのか、その辺どういった改修のやり方というのをちょっと教えていただけたらありがたいです。

（介護保険課長）このシステム会社ですが、当然当市だけではなくて、全国的にいろいろな市町村にこの介護保険システムをおろしております。ですので、その会社の中でもここは、これは決まった制度改正でございますので、会社の中でかかった経費を実は購入している市町村でこの会社が按分している状態でございます、うちのほうでこれだけかかったのだということでの実は請求ではない部分があるのです。そこが1社随契なので、ちょっと弱いところではございますが、そういう出し方にな

っております。

以上です。

（織田）今の何かおまけで教えていただいたような気がして、予算の面で聞いたわけではないのです。これぐらいかかるだろうなというのは大体想像つくので。そうではなくて、機械を改修するに当たって、例えば電算のほうのものがやって、こちらのパソコンに送ってくれるのか、それとも市役所に来てもらって1台1台直すのか、またはもとの大もとがあって、そこを直すことによって全ての職員さんのパソコンにつながっているのか、どういうふうな形で改修するのでしょうかということ。おまけで、でも聞かせていただいてよかったです。

（介護保険課長）市の中に、このシステムのサーバーがございます。情報システム課が全部管理しているサーバーがございますが、そこに介護保険システムのソフトが入っております。この会社が鴻巣市まで来まして、そのサーバーの中のソフトをいじくるということになります。我々の持っている端末というのは二十数台ございますが、それはそのサーバーとつながっているだけです。そのサーバーが直れば、我々が使っているコンピュータのほうはそのまま使えるということでございます。以上です。

（橋本）1点だけちょっと。パンフレットを出すということですがけれども、これ第1段階から第10段階ありますよね。これ全ての人に送るということで考えてよろしいのでしょうか。

（介護保険課長）本算定で送るのがこのくらいのサイズの小さいものなのですけれども、それはもう保険料も含めた全部の通知になりますので、全ての方にお送りいたします。

以上です。

（橋本）どのくらい、何万、市民の数ぐらいということなのでしょうか。

（介護保険課長）条例のところでもご説明させていただいたのですが、当初の予算のところでは約3万4,900人ぐらい、3万5,000人程度の被保険者の方に一斉にお送りする形になります。

以上です。

(橋本) あと一点。さっきのシステムの改修の委託料ですけれども、これほかの方が聞いたので、1点だけ。286万1,000円、これ近隣市と大体同じ、ほぼ同じだと考えてよろしいのですか。

(介護保険課長) 正直なところ、高いです。
以上です。

(橋本) その理由はわかっているのですか。

(介護保険課長) システム会社の考え方とかにもなるのですけれども、先ほどお話をしたとおり、この会社の中全体でシステムをつくり直して、それを購入した市町村で割る形にしておりますので、若干ですけれども単独で持ってきて直すよりは割高な形、本市がちょっと多く負担しているような形になるのだらうと思うのですけれども、高い形にはなっております。

以上です。

(橋本) これは人口割とか、そういうのではなくてですか。

(介護保険課長) この会社での説明では、やはり主は人口割だそうです。
以上です。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) 反対討論を述べさせていただきます。

消費税増税が大前提で、第1段階から第3段階までの方の保険料の軽減が進むということでのシステム改修ということなのですが、この中で消費税の増税をさらに冊子の中でPRする、させていく、どの自治体もこのようにされるのかわからないのですが、各自治体にそのための補助金が出て、消費税増税がこんなに使われますよというような大PRをされるといところでは、消費税の増税に対して本当に低所得の方々には重い負担となる増税を是とするようなことをやらされるといのか、そのように感じます。増税は絶対に許されるものではないという立場から、反

対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手でお願いいたします。

議案第50号 令和元年度鴻巣市介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後1時14分)